

小平市教育委員会会議録（甲）

— 5 月 定 例 会 —

平成23年5月24日（火）

開 催 日 時 平成23年5月24日（火） 午後2時00分～午後4時22分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長
荒畑忠弘委員長職務代理者
森井良子委員
山田大輔委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
滝澤文夫教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
永田達也学務課長補佐
白倉克彦指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
深谷達中央公民館長
松原悦子中央図書館長
島川浩一教育部参事
佐藤晴美指導主事

書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（11）、協議事項（3）及び議案第10号から第14号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第55回定期総会について。私から説明いたします。資料No.1をごらんください。

5月23日月曜日、午後2時30分より、東京自治会館において総会が開催されました。教育長、森井委員、山田委員、私、それから滝澤教育庶務課長で出席をいたしました。

4月26日の理事会で決定され、承認されました、平成22年度事業報告、歳入歳出決算などが承認されまして、平成23年度事業計画、予算も滞りなく承認されました。また、表彰式も行われました。

なお、今年度の会長、副会長は、昨年度に引き続き、会長をあきる野市教育委員長、副会長を西東京市教育委員長、日の出町教育委員長が務められます。

以上で、委員長報告事項を終了いたします。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）平成23年5月1日現在の児童・生徒数について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）平成23年5月1日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.2をごらんください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めまして、9, 121人、学級数は318学級で
ございます。

昨年と比較しまして、全体で児童数が176人の減、学級数は5学級の減となりました。

このうち通常学級は、児童数9, 010人、283学級で、174人の減、学級数は4学級の
減となっております。

また、特別支援学級は、児童数111人、学級数は通級学級の17学級を含めて35学級で、
昨年に比べ、児童数は2人の減、学級数は1学級の減となりました。

次に、中学校でございますが、特別支援学級の生徒を含めまして、生徒数4, 168人、学級
数は127学級で、昨年度に比べ、54人の増、学級数は1学級の増となっております。

このうち通常学級は、生徒数4, 101人、114学級で、59人の増、学級数は2学級の増
となっております。

また、特別支援学級は、生徒数67人、学級数は通級学級の3学級を含めて13学級で、昨年
に比べ、生徒数は5人の減、学級数は1学級の減となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）小平市就学指導委員会設置要綱の一部改正について。阪本教育長
からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）小平市就学指導委員会設置要綱の一部改正についてを報告いたします。
資料No.3をごらんください。

平成19年度から障がいのある児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズに対応するため、特
別支援教育がスタートしました。小平市就学指導委員会においても就学先の判断を行う際には、
従来の専門家の意見聴取に加えて、保護者の意見聴取が義務づけられ、保護者の理解と納得の上
で就学相談を進めていくことが基本となりました。

このことから「就学指導」より、「就学支援」という考え方がよりふさわしいことから、この
度「小平市就学指導委員会」から「小平市就学支援委員会」に名称等の改正をいたしました。

なお、今回の改正は、名称変更の他、文言の整理を行ったものでございます。就学指導委員会
の機能に変更はございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（3）平成23年度小平市立小・中学校移動教室の実施について。阪本
教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）平成２３年度小平市立小・中学校の移動教室の実施についてを報告いたします。資料№.４をごらんください。

お手元に各学校別の実施予定表を配付してございますが、小学校につきましては、実施期間は、５月１８日の小平第一小学校から７月４日実施の小平第十小学校まで、いずれも２泊３日の予定でございます。

実施場所につきましては、小平第三小学校、小平第七小学校、小平第九小学校、小平第十一小学校及び小平第十三小学校の５校が、児童数の関係等により、小金井市の清里山荘を利用して実施することになります。その他の１４校につきましては、例年どおり小平市立八ヶ岳山荘を利用して実施する予定でございます。

次に、中学校の移動教室でございますが、第３学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。１月１９日の小平第二中学校から、２月２日の小平第六中学校、花小金井南中学校まで実施の予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）平成２２年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）平成２２年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。資料№.５をごらんください。

本調査は文部科学省の調査で、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、例年４月に調査を実施しております。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは、資料に従いましてご説明いたします。表の中の括弧の数値については平成２１年度の確定数値でございます。

はじめに大きなⅠ番、「暴力行為の発生状況」の総括表です。中央の部分の発生件数を見ますと、小学校では３件、中学校では５０件発生しました。

以下の１から４の表が内訳となっております。

１の「対教師暴力」でございますが、中学校で３件ありました。

２の「生徒間暴力の状況」でございますが、この件数は生徒同士がけんかになり、双方が相手を殴った場合や一方的に暴行を加えた場合の数値となります。

小学校では学校内で3件ありました。中学校では、平成21年度は、学校内では6校で17件でしたが、平成22年度は7校で30件、学校外で4件ありました。

次に4の「器物損壊の状況」ですが、中学校で8件発生しました。

暴力行為全体といたしましては、平成21年度と比較して、学校内での生徒間暴力の状況が、中学校では増加傾向にありますので、生活指導面での指導を徹底させるほか、人権教育や道徳の授業などにおいても、自他を大切にせる教育の充実を図ってまいります。

次に、大きなⅡ番、「いじめの状況」でございます。

1の「いじめを認知した学校数、認知件数」でございますが、認知した学校数は、小学校で15校、中学校7校、認知件数は、小学校43件、中学校27件となっています。

2の「いじめの現在の状況」についてですが、平成22年度は70件中53件が解消しました。

3の「いじめ発見のきっかけ」については、「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」が多くをしめております。

「いじめ発見のきっかけ」として、当該生徒の保護者からの訴えが多いところは、平成21年度と変わりありませんが、「担任が発見するケース」がこれまで多くありましたが、平成22年度は、小・中学校ともに、「本人からの訴え」が多くなったところが特徴的な結果となっています。

4の「いじめられた児童生徒の相談状況」についてですが、小学校では、「学級担任に相談」、「保護者や家族等に相談」、「養護教諭に相談」の順となっています。

中学校では、「学級担任に相談」、「学級担任以外の教職員に相談」、「保護者や家族等に相談」の順となっています。

5の「いじめの態様」でございますが、複数回答による集計となっており、小・中学校とも、「冷やかしかからかい悪口や脅し文句、いやなことを言われる」がもっとも多く、合計で43件となっています。小学校においては、昨年度より4件増えました。

6の「学校におけるいじめの問題に対する対応」についてですが、いじめが発生したかどうかにかかわらず、各学校でどのような対応が行われているかということについて調査したものです。それぞれの学校で職員会議を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図ったり、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行ったりしています。

また、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたっています。

いじめは絶対に許されない行為であり、その対応につきましては、人権教育の推進を中心に置き、家庭との連携を深めるとともに教育相談やスクールカウンセラーなどを活用し、学年や学校全体として組織的に取り組むことが重要です。

引き続き各学校における対応について指導してまいりたいと考えております。

最後に、大きなⅢ番、「不登校の状況等」についてでございます。

この調査結果は、平成22年度内に年間30日以上欠席した不登校児童生徒のものでございます。

不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景に

より、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることをいいます。ただし、病気や経済的理由によるものは除きます。

2の「学年別内訳」をごらんください。

小学校は、不登校児童の総数が44人となり、若干ですが昨年度より減少となりました。中学校では、昨年度と比べて3学年を除いて増加しております。

不登校生徒の出現率ですが、小学校では全小学生9,297人のうち0.47%となり、前年度と比べまして0.06ポイントの減少となります。

また中学校では、全中学生4,114人の3.33%となりまして、前年度と比べ0.14ポイント増加をしております。

次に、3の「不登校児童生徒の指導結果状況」ですが、小学校では指導の結果、「登校する」、または「できるようになった」児童が44人中8人と、18.2%の児童が学校に復帰しました。

中学校では137人中13人、9.51%の生徒が学校に復帰しました。

不登校につきましては、各学校においてきめ細かい対応を進めるとともに、教育相談室の相談員やスクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーなどの専門的な知見の活用を図り、あゆみ教室を中心として関係機関との連携を強化したネットワークづくりを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（5）平成23年度教育課程について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）平成23年度教育課程についてを報告いたします。資料No.6をごらんください。

平成23年3月31日、小平市立小学校19校、中学校8校の平成23年度教育課程届を受理いたしました。

資料No.6「1 小学校の教育目標及び基本方針について」でございます。教育目標の設定に当たり、「人権尊重の理念」「思いやりの心と規範意識の育成」「確かな学力の育成」「心身の健康の保持と体力の向上」につきましては全校が重視した内容となっております。また、教育課程の編成に際し、学習指導要領や小平市の教育施策を受け、「体験的な学習に関する内容」「思考力、判断力、表現力の育成に関する内容」「小学校教育と中学校教育の連続性を考えた小・中連携を図る内容」「心の教育に関する内容」「体力の向上に関する内容」「安全教育に関する内容」を全校が重視しております。また、各学校の実態に応じ、その他の指導内容を重視し、教育課程が編成されております。

「2 年間授業日数」につきましては、「3 土曜日授業・日曜・祝日授業日にかかわる一

覧」でお示いたしましたとおり、実態に応じ、振替休業日を設けない日もある学校がございます。そのため、学校ごと授業日数が異なっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（6）平成22年度小平市立公民館事業実績について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）平成22年度小平市立公民館事業実績についてを報告いたします。

事業につきましては、資料No.7にまとめてありますので、資料1ページをごらんください。概説について説明いたします。

まず、学級・講座でございますが、77コース、670回開催いたしました。2,104人の定員に対して、2,720人の応募があり、受講者数は1,963人で行いました。

主なものとして、市民講座は、学習・教養・技術など幅広いテーマを学習内容として、受講者数は658人、パソコン講座の受講者数は482人、家庭教育、子育て支援の講座の受講者数は257人で行いました。

また、出前映画会は福祉施設等に出向き、延べ14回実施し、1,037人の方にごらんいただきました。

その他、「概説」のとおりでございますが、学級、講座のほかに、公民館まつり、講演会、映画会、音楽会などを開催し、市民の活動の場を提供したところでございます。

6ページ以降は、事業の詳細になります。

なお、昨年度は、小川公民館、小川西町公民館、大沼公民館において、周年記念事業として講演会等を開催いたしました。

最後に公民館の利用状況でございますが、全施設の利用者数は、49万2,339人で行いました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）平成22年度小平市立図書館事業統計について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）平成22年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。

資料No.8をごらんください。

前半1ページから20ページまでが蔵書・利用及び各事業の統計でございます。平成22年度の年間貸出資料数は、21年度より7万7千点ほど減少し、約155万点となりました。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で開館時間の短縮や、3月19日から31日まで、約2週間休館したことが、減少の大きな原因と考えられます。所蔵資料数は118万6,000点ほどで、昨年度より約1万点減少しております。

22年度は仲町図書館の建替えに備え、仲町図書館の閉架書庫の図書を各図書館に移管し、各館の以前からの所蔵資料とあわせ、汚破損本、複本の除籍を積極的に行ったことにより減少いたしました。

予約件数はインターネットからの受付が開始されて以来、増加が続いており、3月の貸出件数が昨年の約半分の件数であったにもかかわらず、22年度も975件ほど増加し、約25万件となりました。

後半21ページ以降が、講演会・講座・夏休み家族一日図書館員・展示等の行事統計となっております。

3月の休館の影響で、こども科学講演会、小学生調べ方教室を中止した以外、予定した事業はいずれも計画どおり実施いたしました。

その他、資料にはございませんが、仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計を完成させました。

また、施設につきましては、西部市民センター給水管接続工事が行われました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（8）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.9をごらんください。

〔I〕は、書籍「21世紀に伝えたいこと」16冊を、NPO「PLANT A TREE PLANT LOVE」小平支局長、池田春寿様より、小平市立中学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（9）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長より説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは2件でございます。

受付番号（8）、事業名「第43回小・中学生のための陸上競技教室」は、例年承認しているものでございます。

受付番号（9）、事業名「つくし華道こども教室」につきましては、新規の申請でございます。本事業は子どもたちに華道を通して心の優しさ、豊かさを育てることを目的に行うもので、平成23年6月19日から平成24年2月19日までの計10回開催するものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（10）事故報告I（4月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（10）事故報告I（4月分）について、報告いたします。

4月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.11のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは資料に基づきましてご説明いたします。

まず交通事故ですが、小学校で管理外での事故が1件ございました。

小学校5年生女子児童が、夕方自転車で住宅街を走行中、交差点で乗用車と出会い頭に接触をし、左ひじを打撲しております。

続いて一般事故は小学校で5件ございましたが、5件のうち4件は首から上のけがで、頭部もしくは顔面のけがとなっております。

若干ご説明したいと思いますが、①については、小学校3年生男子児童が単独で、教室内でみずから躓いて、イスの背もたれに顔をぶつけて左まぶたを切っております。目のけがが心配されましたけれども、レントゲン等で異常はなく、眼球にも異常がないということです。裂傷とありますが、縫合の必要なけがではございませんでした。

②について、これも小学校男子児童でございます。休憩時間中、これは昼休みでございます。

鬼ごっこをしていて、体育倉庫の裏に逃げた際、躓いてしまい、左頭部を切ったというものでございます。これは左頭部を裂傷、4針縫うけがになっております。

③につきましては、小学校4年生女子児童です。休憩時間というのは中休みでございます。鉄棒でいつもどおりに遊んでいたのですが、つかんでいた手が滑ってしまい落下し、後頭部を打撲したというものでございます。

授業中の方では、⑤ですが、小学校6年生の女子児童が学級活動中にドロケイという遊びをして、別の児童のひじが鼻に当たり、鼻骨骨折に至っております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育報告事項（1）小平市立小学校児童・生徒数、学級数について。前回と重複してしまうかもしれませんが、被災地より受入れをしております児童・生徒の皆様その後の様子、報告がございましたらお聞かせいただきたいのと、また、その子どもさんたちのPTSDなどのご対応をどのようにお考えか、お聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○鶴巻学務課長

まず被災地からの受入れの子どもたちの人数は、前回と変わっておりません。小学生5人、中学生5人の、合わせて10人でございます。

そして、その後の例えば心理的なケアについてでございますけれども、今のところ特に学校の方から報告を受けておりませんので、学校の生活に随分なれてきているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。

前回ももしかしたらお話があったかもしれませんが、特に何かカウンセリング、カウンセラーの配置というか、配慮しているところがございましたらお聞かせください。

○島川教育部理事

スクールカウンセラーを中心に、きめ細かく対応するように指示をしているところでございます。具体的には、4月に行われた新任のスクールカウンセラー研修会において、そして明後日行われます若手のスクールカウンセラーを対象とする研修会においても、相談室のスーパーバイザ

一から資料を用意してきめ細かく指導をする予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにごありますか。

○森井委員

教育長報告事項（２）小平市就学指導委員会設置要綱の一部改正についてに関連したところで、先日５月２０日の市報に平成２４年度の就学説明会と就学相談についての広報がなされておりました。その中で就学支援委員会においては、それぞれのお子さんに対してよりよい就学先について検討する判断材料の一つとして、就学指導委員による行動観察が行われるということが記載されておりましたが、今回改正された就学支援委員ということで理解させていただいてよろしいのでしょうか。

市報には就学指導委員による行動観察という記載がありましたが、今回改正されて、就学支援委員に変わるということでしょうか。それとも就学指導委員が別にいるということなのでしょうか。

○永田学務課長補佐

全く同じ組織でございます。この教育委員定例会で報告してから正式に開催することを考えておりましたが、市報の原稿は５月の早い段階で出しておりましたので、そこには今回の改正の反映が間に合わなかったということでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

そうしますと、改正は平成２３年５月１０日となっておりますが、原稿の問題、あるいはこの委員会を通してということで理解してよろしいですか。

○永田学務課長補佐

はい。

○伊藤委員長

そうしますと、市民への周知ということで、この就学指導委員会が支援委員会という名称に変わった、その意味はなかなか意義ある重いものだと思うのですが、それはどのように周知されるのですか。

○永田学務課長補佐

就学説明会で、まず最初の周知をしたいと考えております。

○森井委員

市報には、就学支援委員会と記載されており、判断材料の一つとして就学指導委員による行動観察をすることも記載されていたので、就学支援委員会の名称は10日付の時点では認められているとすると、支援委員とは別に指導委員がいらっしゃるのかどうかということのを伺いたかったのです。

○伊藤委員長

会の名称と委員の名称が違うということですか。

○永田学務課長補佐

市報については掲載を確認させていただきますが、全く同じものでございます。

○荒畑委員

教育長報告事項（3）平成23年度小平市立小・中学校移動教室の実施について、というところでございますが、去年もこのようなスケジュールでやられたと思います。小学校の児童、それから中学校の生徒につきましては、やはり1年に1回、こういった場所を変えて共同生活をするということは非常に意義のあることだと思います。

これはお願いということで担当の方にそういった心構えでやっていただければと思うのですが、一つは子どもさんの情操教育といいますか、やはり心を磨くということも、楽しさの中に入れていっていただきたいと思います。

それは、やはり人間原点を忘れないでこつこつ努力をすること。また人の意見を聞く大きな耳と自分自身を見つめる真摯な目を持つ、そういった素直な心で謙虚な気持ちを持つこと。それと、感謝する心を育てていくということも大事だと思います。「ありがとう」という言葉が自然に言えるようになることも大切です。

さらに、人としての温かみを感じるような思いやりとやさしさを、ぜひこの移動教室の中で担当の先生から、また児童・生徒に啓発していただければ、より中身の濃い移動教室になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ほかに教育長報告事項について、ご意見、ご質問はございませんか。

○山田委員

教育長報告事項（4）平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報

告に関してですが、委員としてまだ日が浅いもので、ぜひ教えていただけたらと存じます。

まずはこの調査報告は、小平市内のものですが、例えば近隣市町村であるとか、広くは全国的に比較をした場合に、どのような傾向があるかとらえていらっしゃいますでしょうか。

また、これまでもこういった調査報告があったと思いますが、どのように生かすことができ、そしてまた今回の調査報告の結果を、今後どのように生かしていくのか、お考えがありましたら、教えていただけたらと思います。

○内野教育部理事

22年度のこの問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告、略して問行調査という言い方をしているのですけれども、22年度の取りまとめが今終わったところで、現在都のレベルなり、県のレベルで集約をしているところです。

最終的に文科省で集約をしまして、秋以降に全体傾向が出てまいります。東京都としての数字が出ることとなりますので、近隣市の状況は見てまいりません。

それから二つ目のご質問の、今後このことをどう生かしていくかというご質問ですが、例えば、前年と比較して数字の変化があるところを見ることが、一つ大事なかぎではないかと思っています。

例えば、Ⅰの暴力行為の2の生徒間暴力の中でも、中学校の発生件数が21年度は17件だったのが30件になっていたり、加害生徒が26人だったのが45人になっています。

それから、2枚目のⅡのいじめの方の3番、いじめ発見のきっかけ、ここの、小学校の本人からの訴えというのが前年度は3件だったのが14件になっております。これはいいことではないと思っておりますけれども。

そういった数字の増加、あるいは変化がいい情報なのか、あるいは課題があるのかというところを十分見きわめて、手を打っていかなければいけないと思っています。

最初に申しあげました生徒間暴力の数字というのは、前年から比較して大きくなったということは、もしかしたら新1年生が、要するに前年度いなかった生徒がそういったことをしているとも考えられます。

そう考えますと、1年生の状況も調べていくと、被害生徒数が20人だったのが22人ということは、余り増えていないのですが、発生件数と加害人数が大幅に増えております。ということは、集団化していたり、グループ化している可能性があるとも考えられるわけです。そういったところで8つの中学校を分析してみると、この1年生がのちに2年3年になったときに拡大することもありますので、今のうちに手を打たなければならぬかもしれないと分析することもできます。

このように、得られた数字から生かしていかなければいけない課題が、多々読み取れるのではないかと思います。

以上でございます。

○山田委員

そうしますと、現在小・中学連携など、小学校1年生の段階で15歳をイメージした取り組み、方向性が打ち出されておりますけれども、この問題に関しましては、大きくはその背景として社会なのか、家庭環境なのか、はたまた学校なのか、それとも地域力によるものなのか。大きくは、どこがもっとも問題として挙げられるのか、教えていただけたらと思います。

○内野教育部理事

これは大変複雑な問題でして、何が原因ということは言えないテーマだと思っています。要するに子どもを育てるというのは、社会全体で育てることでありまして、学校は学校で全力を尽くすべきでありますし、家庭は家庭、地域は地域ということで力を携えあって、子どもを育てていくものだと思います。

その中で、結果として問題が起こったときに、やはりそれぞれの立場で子どもに対するかかわりですとか、なぜ防げなかったのかということ振り返るとか、そういったことがやはり大切なことなのではないかと思っています。

今、委員から小・中連携の話がありましたけれども、今、本市でも連携教育を重視する中で、小学校での生徒指導が中学校の生徒指導につながっているのか等を、小・中連携教育の5本柱の一つである健全育成の推進でとりあげています。

以上です。

○山田委員

ありがとうございました。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

○荒畑委員

教育長報告事項(4)の今、山田委員がおっしゃった項目でございますが、2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つが、いじめられた児童・生徒の相談状況という表なのですが、学級担任に相談した児童・生徒が、やはり一番突出して多いというのは当たり前といえば当たり前なのですが、小学校の場合に、養護教諭に相談と、保護者や家族等に相談というのが非常に多いのは、これは子どもが小さいのでそういった傾向があるのだと思います。

ただ、これは小学校から大きくなって思春期になるからではないかと思っておりますけれども、中学生になりますと、養護教諭に相談と保護者や家族等に相談というのが極端に減ってまいります。そのあたりの相談の状況についてご説明いただければと思います。

それともう一点が、6番の学校におけるいじめの問題に対する対応というところにつきまして、

小学校の場合には職員会議を通じて云々、それから道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題、そしてスクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用し、さらにもう一ついじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図ったとあります。

最初の三つはわかるのですが、最後の校内組織の整備など教育相談体制の充実という、ちょっと抽象的なので、具体的に、例えばこういう形だというのがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○内野教育部理事

まず4の項目の、いじめられた児童・生徒の相談状況の部分ですが、やはり学級担任に相談、これは小・中学校ともに件数が多くなっていることは非常によいことだと思っております。担任とのかかわりがうまくいっている、一つの例だと思っております。

そしてまた小学校に顕著なのが、養護教諭に相談ということで、これは中学校もないわけではありません。前年の5件に対して、0件だったのが少々特異な感じがいたします。

ただ、中学生も、休み時間になれば保健室に行ったり、中には授業が始まってもなかなか戻らないということがあるなど、養護教諭との信頼関係があると思っております。

それから保護者や家族等への相談のところ、小学校は件数が多いですが、中学生については11件から4件に減っております。委員がおっしゃったように成長期、思春期という発達段階においては、一々父母に報告するかというと、そうではない生徒が多いかと思っております。それがいいこと悪いことというのではないのですけれども。ただ一般的には、内面で自分でその悩みを抱えて、親しい友達などに打ち明けたりするということが多いのではないかと思っております。しかし、ここでは友人に相談というのは余りないと出ておりますので、家庭によっては保護者への相談もあるかと思っております。

それから6番の、学校におけるいじめ問題への対応について、小学校は19校、中学校は8校ですので、横の数字を比較して見てしまうと、中学校が少なく見えてしまうのですけれども、上の二つの職員会議や道徳や学級活動、これらはどの学校も取り組んでいると思っております。

それからスクールカウンセラーの方も、中学校は前年度全校だったのが、今年度少し数字が下がっておりますので、どの学校がこういう回答をしてきたかが気になるころではあります。

それからお尋ねの五つ目ですが、いじめの問題に対応するための校内組織の整備など、教育相談体制の充実についてのご質問でよろしかったでしょうか。

いじめ問題に対応するということは、やはり全教員が全児童・生徒のことを、どれだけとらえているかということが、組織的ということではないかと思うのです。カウンセラーを設置したからとか、生活指導主任の機能が高いとかというよりは、根本的にすべての先生が児童・生徒のことをよく理解して、それで、また教育相談の視点というのでしょうか、相談的な視点を教員が持つことが、まず求められると思います。

ただ、ここでは体制の整備、組織の整備というような点と、相談体制の充実ということでの

で、一つはやはり小学校ではスクールカウンセラーの全校配置が定着して、それがまた教員との連携がより充実したというところが、体制の整備というところではないかと思っております。

以上でございます。

○阪本教育長

昨年度は、やはり特に中学生を含めました、みずから命を絶つような重大事件が多く発生しておりまして、小平市教育委員会も緊急の校長会議等を開催して対応に当たってきたところです。東京都教育委員会でもこのことを受けまして、特に多摩地区におきましては、重大事件を起こさないような対応をこれからとっていくということだと思えます。

ここでは暴力とかそれからいじめという言葉にはなっておりますが、委員の方々は多分子どもたちの内面的な悩みなどについて、危惧されていると思います。そういう面では、ここにあらわれた以外の見えない部分も、こちらがキャッチできるような繊細な対応をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

この件に関することはよろしいですか。

ほかの教育長報告事項について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○山田委員

教育長報告事項（6）平成22年度小平市立公民館事業実績についてですけれども、年間を通してとてもたくさんの事業展開、まことにありがとうございます。

こちらの概説を拝見いたしますと、ここ数年は生涯学習の中核的な施設という位置づけをされていると思いますが、事業を計画する上での市民の皆様のニーズはどのようにお調べになられているのでしょうか。

また、21ページの主催講座に関しますアンケートを講座最終日に回収されていますが、この結果を常にどのように生かしていらっしゃいますか。質問させていただきます。

○深谷中央公民館長

まず委員がおっしゃられるように、主催講座の終わりには、必ずこういったアンケートをさせていただいております。このアンケートはそのまま集計をして、また計画にフィードバックできるような形をとっております。

もう一つ大きなものとして、いわゆる昨年度までは講座企画会議と呼んでいた会議を開催し、1カ月間にわたって、11の公民館で、それぞれ市民の方、あるいは公運審の委員も交えながら、直接意見交換をしております。そこで出された貴重なご意見をそれぞれの翌年度の講座のテーマ等に反映させていただいております。

約70の講座がありますが、半数以上はそういったご意見を基にしたテーマとなっております。
以上でございます。

○山田委員

ありがとうございます。ぜひ今後とも生涯を通じて市民の皆様の自己の充実、啓発や生活の向上のために、そして何よりたくさんの市民の皆様のコミュニティにつながる場になるよう、ご期待申し上げます。ありがとうございました。

○伊藤委員長

ほかに、ご質問、ご意見はございますか。

○荒畑委員

教育長報告事項（5）小平市立学校平成23年度教育課程について、私の考え方を申し述べさせていただきます。

それは、教育課程の編成の際に、重視した指導内容という項目の、下から2番目のところに、自国の文化や伝統の理解に関する内容とありますけれども、私としては自国を愛し、郷土を愛し、歴史文化や伝統の理解に関する内容というような表現にさせていただけるとすごくいいかと思えました。というのは東日本大震災等もございまして、そういった精神がちょうど皆さん、国民の一人一人に根づく、ちょうどよいきっかけになるのではないかと思ひまして、これは私の考えなのですけれども、いかがかなと思ひまして申し上げます。

○伊藤委員長

内容の表記についてのご意見、ご提案でございます。

○佐藤指導主事

この項目についてでございますが、こちらの項目は教育課程に関します東京都の調査に合わせて文言を書かせていただいております。学校の方に教育課程の説明をする際には、今委員がおっしゃられたようなことで、ご説明をさせていただいております。

○伊藤委員長

私から、これに関連しまして、荒畑委員がご指摘のように、自国の文化伝統の理解に関する内容は非常に重要だと思ひますが、それとまた、多文化共生国際理解に関する内容、それを重視した指導内容として挙げている学校数が少なくなっております。これは重視した内容ということで、決して軽視しているのではないと理解したいと思ひます。

そして、そういうことも含めまして、小平市の教育目標、基本方針と、それからこの教育課程、そしてそれぞれの学校の経営方針。それがどのように整合性を持っているのか。それから教育課

程に明記するという事は、どういう意味合いを持つのかということ、ご説明いただきたいと思ひます。

○佐藤指導主事

教育課程を編成していただく際に、まず昨年度1月に教育課程の説明会をさせていただいております。その際に小平市の教育目標、それから小平市教育委員会が学校教育に求めていることについて、ご説明をさせていただいております。そこで教育目標の設定、それから重視したものということで、設定をしていっていただいているところです。

昨年度から今年度に向けて大きく変わった点は、やはり小学校教育と中学校教育の連続性を考えた、小・中連携を図る内容について、全校が意識して教育課程を編成するという形になったことです。

また、特別支援教育に関する内容につきましては、学校の方をお願いしているところがございますが、特別支援教育の個別の指導計画や、個別の教育支援計画等の作成というところでは明記されているのですけれども、通常の学級における特別支援教育の視点というところが、まだ位置づけられていないという現状がございます。こちらの方につきましては、今後また学校の方に指導していかなければならない点と考えております。

そのように、やはり市の教育目標、そして教育委員会としての方向性を踏まえて、教育課程を設定させていただいております。

○伊藤委員長

そして、学校経営方針への反映ですね。

○佐藤指導主事

すみません、学校経営方針の中でも、やはり学校長がどのように小平市の教育の方向性を踏まえて、学校を運営していくかということ、明記させていただいております。

○伊藤委員長

この教育課程について、ほかにご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

では、教育長報告事項について、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

○森井委員

教育長報告事項（7）平成22年度小平市立図書館事業統計についての、団体貸出について。小学校の学級文庫の貸出と、小・中学校の調べ学習において、平成21年度より利用が減っている学校が多いとの実績が出ていますが、どのような原因が考えられるのかということと、障害者サービスについて、どの図書館にも多くの資料が登録されているとのことですが、利用状況について伺いたいと思ひます。

○松原中央図書館長

学級文庫の団体貸出数が、21年度に比較して22年度が若干減っている学校があるということは、この統計から読み取れますが、その原因に関しましては、私どもでは学校に対して連携の会議があるときに、ご案内をしているということもございまして、これとって特定の理由というのは、今のところ把握はしていないところでございます。

しかしながら、PRをもう少し工夫する必要があるということが、課題の一つではないかと考えております。

障害者サービスについてでございますが、この統計の中では15ページに、結果が出てございます。カセットテープは各館で所蔵してございますので、それぞれの館で貸出をしてございます。なお、障害のある方への貸出数につきましては統計をとっておりません。

地区館の中では、小川西町図書館がカセットテープ、大活字本、点字本についても資料を多く持っております。これは小川西町図書館が、特に障害者サービスの中心館ということから、そのようになっております。

また、郵送貸出が障害者サービスの主な事業になってございまして、その郵送貸出も小川西町図書館で実施してございます。22年度につきましては、録音図書の貸出、図書資料、点字資料の郵送貸出を行いました。

その結果が、ここに書いてある数値になってございます。

障害者サービスといたしましては、対面朗読サービスを行っておりますが、今のところ申し込み等がなく、結果は記載していないところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

学級文庫、また調べ学習の貸出が大きく減っているわけではありませんが、全体として減少傾向にあるということに関連しての質問ですが、これは学務課へのご質問になるのでしょうか。学校図書館の蔵書がある程度、充足感が出てきて、このような反映になっているかということも考えられますが、学校図書館の資料費というのは、学校にその細目で渡されるわけではないですか。そのあたり、学校図書館の資料費、あるいは資料の増加、もし把握しているところがあれば、大まかなところで結構ですのでお示してください。

○鶴巻学務課長

学校図書館につきましては図書費ということで、特定して予算をつけております。各学校において児童数、生徒数等を勘案し、各学校の蔵書数について国の図書標準と比べて、少ないところには多く予算措置しております。

そして小学校がまだ100%になっておりませんので、24年度まで通常よりも加算して予算を配分するようなことでありますので、昔と比べますと充実しているということは確かでございます。

ます。

○伊藤委員長

そういったことでとらえれば、総合的に見るといい傾向もあるかと思えます。学級文庫は、それはそれで学級に置く本ですので、楽しみもあるかと思えますので、図書館でのPRも大事かと思えます。ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

以上で、(1)から(10)までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項(1)小平市立小学校給食の基本方針(素案)についてを議題といたします。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項(1)小平市立小学校給食の基本方針(素案)についてを説明いたします。資料No.13をごらんください。

本基本方針は、現在の小学校給食に求められている課題を踏まえ、今後の小学校給食における推進事項を示すとともに、給食の提供体制についての方針を示すものでございます。

小学校給食の推進事項として、食育の推進、食器の改善、衛生管理の徹底により、給食の質を充実させていきます。

給食の提供体制としては、現在の、各学校で給食調理を行う「自校方式」を維持しながら、調理業務については、段階的に民間委託を導入していくものです。

今後の予定は、5月30日の幹事長会議に報告した後、6月から素案に対するパブリックコメントを行い、本年8月には方針を策定してまいります。

詳細につきましては、鶴巻学務課長から説明させます。

○伊藤委員長

鶴巻学務課長、お願いいたします。

○鶴巻学務課長

小平市立小学校給食の基本方針(素案)についての概要を説明いたします。概要を示しました

1枚の資料をごらんください。

まず、1の基本方針策定の目的ですが、現在の小学校給食における課題を踏まえまして、今後の小学校給食における推進事項を示すとともに、給食の提供体制についての方針を定めるものでございます。

2の基本方針（素案）の構成ですが、三つの部分に分かれておりまして、（1）小平市立小学校給食の現状、（2）小平市立小学校給食あり方検討委員会での検討概要、（3）今後の小学校給食の基本でございます。

（1）小平市立小学校給食の現状でございますが、基本方針（素案）の1ページをごらんください。

（1）給食サービスの提供状況ですが、小平市の小学校は各学校に給食室を設置する自校方式により、年間191回、市の直営により実施しております。給食費は食材費のみであり、給食調理のための経費である人件費、光熱水費、施設管理費は公費で負担しております。

2ページをごらんください。（2）食育の状況です。学校給食の目標として食育が重要なものとなってきたこと。食の指導における栄養士の役割が「学校給食法」に規定されたこと。学校での食育の取り組みなどを記載しております。

3ページ、（3）食材の調達ですが、地場産農産物利用促進の取り組み状況でございます。

4ページの上段には、過去5年間の地元野菜購入状況を載せております。

（4）食器の改善・給食室の設備ですが、小平市の給食用食器はランチルーム以外は、3校を除き、アルマイト食器を使用しています。

5ページの上段に26市の状況を表にしていますが、他市では強化磁器食器の使用が進んでおり、アルマイト食器を使用している学校は少なくなっています。

（5）衛生管理状況では、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を行っていますが、給食室の設備が床を水で濡らさないことから、衛生的にすぐれたドライシステムになっていないことを記載しています。

（6）食物アレルギー対応です。対応児童人数とアレルギーの原因食材について、これを7ページに記載しております。

（7）職員体制です。給食料理にかかわる栄養士及び栄養教諭、並びに調理員の状況について記載しています。

8ページになりますが、栄養士は各校1人ずつ配置されており、10校には都の職員が配置され、そのうち1人が栄養教諭です。市の職員は9校に配置されておりますが、そのうち正規職員が4人、残りは嘱託職員が配置されています。調理員は小平市調理員配置基準により食数に応じた人数が配置されており、正規職員に欠員がある場合は、欠員1名に対し、臨時職員2名を配置しています。

平成23年4月における調理員の定数は73人になりますが、正規職員は56人、定数補充の臨時職員34人の体制となっております。調理員の正規職員は退職に伴い減少しております。9ページに今後の正規調理員人数の推移を示した表を掲載しております。

次に10、11ページをお願いいたします。2、小平市立小学校給食あり方検討委員会での検討概要です。

(1) 今後の小学校給食に求められる役割、(2) 給食の安全確保、(3) 給食の提供体制の三つの項目について検討していただいたものでございます。

(3) 給食の提供体制では、調理業務の委託化について検討委員会での意見をいただいております。

12ページをごらんください。3、今後の小学校給食の基本方針です。小平市の給食の現状や小平市立小学校給食あり方検討委員会の報告書を踏まえ、今後の小学校給食のあり方を示すものです。図示してありますが、2点を柱として進めてまいります。

(1) として、今後の小学校給食の推進事項でございますが、①として、食育の充実でございます。食育の推進に積極的に取り組むこと、それから地場農産物の調達は生産者との交流など食育に効果的であることから、今後とも利用促進を進めていきます。

12ページ、②食器の改善としては、給食調理室の改修や新たな食器乾燥保管庫の設置などの課題を整理し、強化磁器食器の整備に努めていきます。

③衛生管理の徹底につきましては、「学校給食衛生管理基準」の徹底とともに、調理場のドライシステムの導入を検討していきます。

(2) 小学校給食の提供体制の見直しでございます。①として、自校方式。給食の自校方式につきましては、その利点から今後も維持してまいります。

次に14ページをごらんください。②として、調理業務の民間委託化でございます。児童、保護者に影響を及ぼすことなく、安全・安心で安定した給食の提供を維持・継続することを前提として、給食調理業務について、段階的に民間委託を進めていくものです。図をごらんください。調理業務委託により節減される経費は、食育の推進、備品・設備の充実など、給食の充実に充てていきます。また、委託を実施した学校の調理員は、他の直営校へ配置がえとなりますが、それにより配置人数の改善が可能となるものです。

次に、調理業務委託化検討の背景について説明しております。なぜ、委託化を行うかについて記入した部分でございます。

(ア) として、事務事業の改善・見直しの観点から、公で行うことと民間で行うことの役割分担から、給食業務については民間で行う方が弾力的、効率的な運用ができるということです。

15ページになります。(イ) として、現在では都内の半分以上の学校で、調理業務の委託を実施しており、民間業者が実績を積んでいることが挙げられます。

(ウ) として、調理員の定年退職への対応ですが、民間委託化を行うことにより将来の給食調理員の減少に対応することができるということです。

16ページをごらんください。調理業務の民間委託化に係る課題点の整理でございます。これは検討委員会で調理業務委託化に対する課題として挙げられた点について、考察を行ったものでございます。

ア、安全、安心、安定的な給食サービスの提供についてでございますが、以下の理由から可能

であると考えています。

(ア)として、調理委託実施校の実態、また小平市における中学校給食の実績から、安全、安心、安定的なサービスの提供ができること。

(イ)として、安全性及び衛生管理の確保については、教育委員会と学校が給食の実施及び衛生管理の主体者として責任を持つことに変わりはないこと。

(ウ)安定した給食の提供については、調理員の定年退職者の推移に合わせて、段階的に調理業務の委託化を行っていくこと。

(エ)給食の質の維持・改善のための取り組みですが、調理業務を開始する学校では、事前に保護者への説明会等を行うとともに、委託後も定期的に保護者を初め給食の関係者の意見が出せる場を設けることにより、給食の維持改善に努めていくこととさせていただきます。

(オ)給食のおいしさについては、調理方法による現在のよい点を継続していくこと。また委託においても、栄養士の意図が調理員に伝わる仕組みがあることから変わることはないこと。

(カ)食物アレルギー対応でございますが、今後も栄養士の作成する献立により対応を行っていくことから、今までと同様の対応ができること。

(キ)利益重視による影響については、調理業者の選定に際して、委託料のみによって決定をしないということ。

次に18ページをごらんください。イの調理業務を請負による民間委託を行うことの適法性についてでございます。東京労働局に問い合わせを行い、整理を行っております。

(ア)では、請負契約では栄養士が個々の調理員に対して指揮命令をすることはできないが、栄養士が現場の責任者に対する説明については行うことができることを確認しています。

(イ)では、この(ア)で確認した内容で委託業務を行った場合、栄養士の給食調理についての意図が調理にどう反映されるかを説明しています。図示しておりますが、栄養士は調理業務の多くの段階で業務責任者との打ち合わせを行うことができます。これにより栄養士の意図については、現在と同じように調理に反映されると考えます。

次に④、調理業務委託化の方法及びスケジュールでございます。19ページになります。

アですが、給食調理の委託は、給食調理員の減少にあわせて段階的に実施してまいります。調理業務委託を行う学校は、給食室の環境、栄養士、調理員の配置計画などを総合的に勘案して選定してまいります。今年度以降の予定を図示していますが、今年度は基本方針決定の後、委託実施校の選定を行い、実施校の保護者への説明会を行ってまいります。来年度、平成24年度から民間委託を実施してまいります。平成25年度からは段階的に委託実施校を拡大してまいります。調理員の今後の退職状況から1年に1校から2校ずつの実施を予定しています。

調理業務を委託する学校においては、あわせて給食環境の改善を行ってまいります。イとして、調理業務委託実施と栄養士の関係です。調理業務委託実施校における給食業務を円滑に行うために、嘱託職員の栄養士が配置されている学校は、正規職員による栄養士を配置することとし、これにより食育の充実もさらに推進させることができます。

ウとして、食器や給食設備などの改善も委託に合わせて行ってまいります。

以上が基本方針（素案）の概要でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

3ページになります。(3) 食材の調達という部分でございますが、本年度、平成23年度から「地産地消推進事業」ということで行っていくということで、購入率が年々上がってきているところ、今年からはどの程度、何%くらいを地産地消の目標としていらっしゃるのでしょうか。

また今後、地産地消を推進していくことで、どの程度の経済効果が見込まれるのであるとか、そして未曾有の大震災によって風評被害を受けている東日本からの野菜に限らず、食材の受け入れなどはどこまでお考えでいらっしゃいますでしょうか。やはり日本経済復興において小平市としてどのような協力、対策を講じることができるか、ぜひパブリックコメント前にはこういったこともご一考の余地があるかと思っております。

いかがでしょうか。

○鶴巻学務課長

地場食材の調達でございますけれども、なかなか目標達成は難しいかもしれませんが、将来的には20%の達成が目標でございます。

それから経済効果でございますが、4ページの表で、購入金額の数字が出ておりますが、例えば平成21年度は1,200万円ということになります。これは小平市内全体の中の野菜の販売価格のどれだけに当たるかということは、ちょっと今資料がありませんが、ある程度地元の経済にも寄与していると考えています。

それから食材の調達におきまして、現在、原子力発電所の事故により、放射能汚染との関係で、いろいろと心配されている向きもございますけれども、小平市におきましては現在流通されている食材につきましては、出荷制限がされていないということから、基本的には安全なものが入っているということで、問い合わせがあった場合については説明しているところでございます。そして、当然野菜の納品の際には、生産地を確認しているところでございます。

小学校については各学校で食材を調達していますので、今は詳しい資料を持っておりませんが、給食センターにおきましては、あらゆる産地からの野菜等を入れていらっしゃるということでございまして、出荷制限となっていないものであれば、特にこちらから、あえてこの県のものを入れないように、というような指定はしないということにしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

○荒畑委員

小平市の小学校給食につきまして、ご質問といたしますか、意見を申し上げさせていただきたいと思ひます。

それです、自校方式という形を小平市の場合とっていらっしゃるということですが、私もこれは非常にいいことだと思ひます。そこに書いてございませんように、献立づくりとか、地場農産物の調達で、各学校のそれぞれの特色が小平市内だけでもいろいろ出で、バラエティーに富んでいいのではないかとと思ひます。

それと、給食をつくる人への感謝の気持ちを育てたり、食べ物の大切さを学ぶということ、やはり教育活動と給食とのかかわりをいろいろ維持していくという点でも、自校方式はいいのではないかとと思ひますので、ぜひ推進していつていただきたいと思ひます。

それから、先ほど山田委員の方からもお話がございませんように、地場農産物のことなのですが、これは4ページの表を見ますと、平成21年度に1,281万982円ということ、一挙に12.7%まで成長といたしますか、地元の野菜購入状況が好転しておひます。今後もぜひ小平市内の活性化という意味でも、地場野菜を積極的に取り入れていつていただきたいと思ひます。

それから、給食の質の維持の中に入ると思ひますので、やはり食器の改善ということ、いろいろと給食調理室の改修とか、あるいは食器乾燥保管庫の増設とか、調理員の増員とか、いろいろと予算、お金がかかる面があるとは思ひますけれども、計画的に少しずつ強化磁器食器に切りかえていつていただきたいというふうにおひます。

意見というよりもお願ひといたしますか、今までの方針をさらに推し進めていつていただきたいということ、以上です。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

今後のスケジュールについて課長からも触れていただきたいと思ひますが、今後、議会を経て6月にパブリックコメント、8月に策定で、さらに19ページのをつなげますと、年度内に実施校を選定、保護者への説明となっておりますが、さらに詳しくご説明できる部分があれば、ご説明いただきたいと思ひます。またこの1年目の部分が策定されて、その後選定ということ、少々日程的に、余裕はどうなのかという感じも受けるのですが、そのような印象を保護者、地域の方に与えないように、周知など徹底していただきたいと思ひます。これはまだ策定されていなことではありませんけれども。

スケジュールのこと、さらにもう1回説明をしていただきたいと思ひます。

○鶴巻学務課長

まず基本方針は今素案の段階ですので、パブリックコメントを経て皆さんの意見も反映しながら

ら正式決定していきますから、どの学校にするかにつきましては、それ以降の決定となってきますが、条件としては幾つかあるわけございまして、委託化にあわせて給食の充実ということで、先ほどもありましたが食器の改善ということもありますから、今食器がアルマイトの食器を使用している学校については委託化にあわせて磁気食器を入れ替えることができますので、既に磁気食器が入っている学校以外の学校が、まず候補に挙がるかということがあります。

そのほか、いろいろな事情を考慮して準備を進め、9月過ぎの早い時期に委託実施校を決めていきたいと考えております。

そして決まってからは、各学校への説明会となってきます。

そして来年度に向けてですが、給食の基本方針がこの素案のとおり、民間委託化をするということになれば、平成24年度の当初予算の中で必要な経費は上げていくということを考えております。

実際の委託実施は夏休み明けを考えております。業者選定を来年度早々に始めていく。そして給食の食器を磁気食器にする場合については、施設の改修も必要となりますので、それを8月までに終わらせて9月から委託実施ということになります。

今から1年以上はありますが、それほど長い期間でもございませぬので、計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。ほかにございせんか。

詳しくは1月定例会において基本的な資料を提示されて、その中で詳しくご質問させていただき、ご答弁をさせていただきましたので、委員の皆さんも疑問点など大分なくなっておりまして、理解をしておりますものと思いますが、もしほかにご意見、ご質問がございましたらお出しただけですか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございせんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

以上で協議事項（1）を終了いたします。

協議事項（2）小平市教育振興基本計画の策定方針についてを議題といたします。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項（２）小平市教育振興基本計画の策定方針についてを説明します。資料No.14をごらんください。

本計画は、教育基本法第17条第2項を策定根拠とし、新たな教育課題に的確に対応するため、小平市の教育が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進するものです。

小平市第三次長期総合計画・前期基本計画に示された「（仮称）総合教育基本計画」として、市の教育分野における個別計画と位置づけられます。

計画の対象期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、策定に当たりましては、学識経験者、関係機関等の代表者、公募市民などで構成される「小平市教育振興基本計画検討委員会」を平成24年度に設置し、計画案を検討していただくほか、パブリックコメントを実施し、広く市民のご意見をお聴きします。

また、計画策定の一環として、市政施行50周年事業であります「（仮称）子供たちと教育委員のフォーラム」を平成24年度に開催し、計画検討委員会及び教育委員会事務局が主体となって、市立小中学校に通う児童・生徒の意見も収集する予定です。

なお、今年度は、庁内検討委員会を立ち上げるとともに、計画策定の基礎資料となる実態調査を実施いたします。

終わりに、この策定方針につきましては、本日も協議いただいた後、30日の市議会幹事長会議に報告し、6月1日からホームページにおいて公表する予定です。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

1件お聞きします。今まで、先ほども触れましたが、小平市の教育目標及び基本方針につきましては、東京都のものができるのを待ってといいたいまいしょうか、東京都に準じて年度末に作成していたと思います。そのことがどうということではないのですが、今度この基本計画が国の教育基本法の改正から始まって、策定に努めることとすると今回されるわけですが、この基本計画ができましたら、小平市の、すこし後先になりますが、教育目標の作成が私は個人的にはすこし遅いと考えておまして、今後基本計画ができますれば、この基本計画に則って、もう少し年度内、早目に次年度の小平市の教育目標及び基本的な考え方等を作成するということにもなるのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

今お話の小平市の教育目標でございますが、これには大きな柱立てと、年度ごと事業施策が入っておりますが、今回つくります教育振興基本計画の中では策定期間でございます10年間の

中での長期的なものは取り込んだものにしたいと思っております。ただ毎年度の具体的な施策、今小平市の教育目標の中に入ってございますような部分については、今後も出てくるのかと思っておりますけれども、大きなものは今回策定する計画において10年先まで見通したものとしたと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

10年先までの目標を1年ごとに反映させていけるということですね。

○関口教育部長

私から補足説明させていただきます。今回24年度末までに小平市教育振興基本計画を策定する予定です。対象期間は10年間といたしますので、10年先の目標というのを小平市として持つわけです。したがって、従前は毎年、教育目標の見直しを行っていたわけですが、基本計画策定後は、10年間の目標の下に位置づけられる教育目標となることから、現在よりも当然早くなると思います。

○伊藤委員長

より主体的な策定という、もちろん今までも主体的だったと思うのですが、計画の策定により各年度の教育目標もより迅速に主体的なものになっていくのを望んでおります。

○関口教育部長

教育基本計画の位置づけに関しては事務局として想定している案はございますが、来年度に予定しております外部委員を含めた検討委員会で検討していきます。現時点におきましては、市レベルでは長総が最上位にありまして、その下位計画として教育振興基本計画があり、さらに下に毎年の教育目標を設定するか、教育目標というもっと大きなものを長総の下において、さらにその下に振興基本計画を置くという自治体もあります。

事務局で意思統一をしながら、検討委員会におきまして、いろいろなご意見を聞きながら、確定していくものだと思います。

○伊藤委員長

よくわかりました。

ほかにごございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

以上で協議事項（２）を終了いたします。

（議案）

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第８号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第８号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。

この改正は、平成２３年４月１日から「小平市契約事務規則」及び「小平市契約事務の委任等に関する規則」が改正され、教育長に委任された契約の限度額が引き上げられたことに伴いまして、「小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程」の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、学校でできる契約の限度額を教育委員会でできる契約の限度額と同額にするもので、印刷製本の契約において、これまで２０万円未満としていたものを、５０万円未満までに、物品の購入契約及び役務の提供を受ける契約において、これまで５万円未満までとしていたものを１０万円未満までとするものでございます。

また、今回の改正では「平成２２年度における子ども手当の支給に関する法律」の名称が、「平成２２年度等における子ども手当の支給に関する法律」と改正されたことに伴いまして、あわせて文言の訂正を行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第8号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第9号、平成23年度教育予算の補正の申出について。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第9号、平成23年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会6月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきまして、教育総務費で59万円の増、保健体育費で101万4,000円の増、合計して教育費で160万4,000円を増額するものでございます。増額の内容は、いずれも新規事業の実施に係るものでございます。

また、緊急雇用対策費の緊急雇用創出事業のうち、教育委員会の2事業について、合計して343万円を増額いたします。

歳入につきまして、緊急雇用対策費343万円を含む503万4,000円を都支出金で増額いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○森井委員

新規事業の言語能力向上推進事業について、具体的な内容を教えていただきたいと思っております。

○佐藤指導主事

言語能力向上推進事業についてでございますが、今年度から東京都教育委員会により設置され

た事業でございます。小平市は上水中学校がこの研究校として受けております。上水中学校の研究内容といたしましては、全教育活動を通じて、生徒の言語能力の向上に向けた研究を推進してまいります。また、それにより人間関係の構築も進めていきたいと、学校の方では今研究を推進しております。

またその成果を、市内小・中学校に広く還元していただくよう、今進めております。その研究につきましては3年間の研究となります。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第9号、平成23年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。16時まで休憩いたします。

ありがとうございました。

午後3時40分 休憩